

<p>[調査票⑯ ⑰欄]</p>	<p>てください。</p> <p>(1) 歯科材料費 歯科用金銀パラジウム合金、歯科用充填材料、歯科用合着・接着材料などの費消額</p> <p>(2) 診療材料費 レントゲンフィルム、酸素、印象材、石膏など1回ごとに消費するものの費消額</p> <p>(3) 医療消耗器具備品費 注射針・筒、バー、鉗子類などの診療用具で使用を開始したものの費消額（払出額）</p>
	<p>なお、算出方法は上記「2 医薬品費」に準じてください。</p>
4 委託費 [調査票⑲ ⑳欄]	<p>歯科技工、医療用廃棄物、医療事務、清掃、経理、各種器械保守などの委託した業務の対価としての費用を記入してください。 <u>年間委託の場合、平成21年6月分については、契約額の1／12の額を記入してください。</u></p>
5 減価償却費 [調査票㉖～㉘欄]	<p>税務申告などのために作成した<u>直近の事業年（度）の損益計算書（収支決算書）</u>の額を記入してください。 <u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u> <u>損益計算書などを作成していないため、減価償却費の直近の事業年（度）実績がない歯科診療所は、別添の「補助票（減価償却資産調記入票）」に必要事項を記入し、この調査票と一緒に提出してください。</u> この場合、「減価償却費」及び「医業・介護費用合計」の欄は未記入のままとしてください。</p>
(うち)建物減価償却費 [調査票㉗欄]	<p>建物の減価償却費で、直近の事業年（度）実績を記入してください。 <u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u></p>
(うち)医療機器減価償却費 [調査票㉘欄]	<p>医療機器の減価償却費で、直近の事業年（度）実績を記入してください。 <u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u></p>
6 その他の医業・介護費用 [調査票㉙ ㉚欄] [調査票㉜～㉟欄]	<p>支払又は費消した金額を記入してください。 <u>「その他の医業・介護費用」に該当する費目は、「参考資料」（11～12頁）を参考にし、その合計額を記入してください。</u></p>
(うち)土地賃借料 [調査票㉛ ㉜欄]	<p>土地賃借料の金額を記入してください。</p>
(うち)支払利息 [調査票㉟欄]	<p>金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金などの支払利息で、直近の事業年（度）実績を記入してください。 <u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u></p>

「第3 給与」の記入要領 (調査票3頁)

- この調査票は、平成21年6月及び直近の事業年（度）の常勤職員に係る給与状況などについて記入してください。
- 個人立歯科診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この調査票に含めて記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

常勤職員
[調査票①～⑤欄]

常勤職員とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務する者をいいます。

I 給料
[調査票①～⑩欄]

人 員
[調査票①～⑨欄]
[調査票⑯～㉗欄]

平成21年6月及び直近の事業年（度）に給与を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。
個人立歯科診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に含めて記入してください。

給 料
[調査票⑩～⑯欄]
[調査票㉘～㉖欄]

平成21年6月及び直近の事業年（度）に常勤職員に支給した現金給与額（税込）の職種区分毎の総額を記入してください。
個人立歯科診療所で、青色事業専従者に支給した給与についても、この欄に含めて記入してください。

給料（本俸又はこれに準ずるもの）には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。

また、職員のうち看護師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。

なお、年俸制を適用されている者については、平成21年6月現在の年俸の1／12の額と平成21年6月に支給した諸手当とを合算した額及び直近の事業年（度）の年俸と当該年（度）に支給した諸手当とを合算した額を記入してください。

院 長

個人立歯科診療所の開設者でない院長、個人立歯科診療所以外の院長について記入してください。

個人立歯科診療所の開設者である院長は、「人員」、「給料」及び「賞与」の欄に数字の「0」を必ず記入してください。

役 員

医療法人立などの歯科診療所の理事長、理事、監事で主として役員としての業務に従事している者をいいます。

理事（長）兼院長の場合は「院長」、理事兼事務長の場合は「事務職員」の欄に記入してください。

II 賞与
[調査票㉗～㉚欄]

常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金をいいます。
使用者兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。

平成21年6月分については、記入の必要はありません。

人 員 [調査票⑦～⑪欄]	直近の事業年（度）に賞与、期末手当等の一時金を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。 <u>個人立歯科診療所で、青色事業専従者として賞与を支給した者についても、この欄に含めて記入してください。</u>
賞 与 [調査票⑫～⑯欄]	直近の事業年（度）に常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記入してください。 <u>個人立歯科診療所で、青色事業専従者として賞与を支給した者についても、この欄に含めて記入してください。</u>
III 給与等の内訳 [調査票⑰～⑲欄]	
非常勤職員給料 [調査票⑳～㉑欄]	<u>平成21年6月及び直近の事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した現金給与額（税込）の総額を記入してください。</u>
賞与支給額 [調査票㉒欄]	<u>直近の事業年（度）に職員（非常勤職員を含む）に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額を記入してください。</u> <u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u> 使用者兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。
退職給付費用 [調査票㉓欄]	<u>直近の事業年（度）に支給した退職金の総額を記入してください。</u> <u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u>
法定福利費 [調査票㉔～㉖欄]	法令に基づいて支給した次の(1)～(3)までの費用の合計額について記入してください。
	(1) <u>平成21年6月及び直近の事業年（度）に支給した給料に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額</u>
	(2) <u>直近の事業年（度）に支給した賞与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額及びその1/12の額</u>
	(3) <u>直近の事業年（度）に支払った労働保険料（雇用保険、労災保険）の事業主負担額及びその1/12の額</u>
給与費等の合計 [調査票㉗欄]	<u>この欄の金額を「第2 損益」の「1 給与費」の欄に記入してください。</u>

「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票4頁)

- この調査票は、青色申告で「貸借対照表（資産負債調）」を税務署に提出した個人立歯科診療所及び個人立以外の歯科診療所（医療法人立歯科診療所など）のみ記入してください。
- 調査票の記入にあたっては、個人立歯科診療所は平成20年12月31日現在、個人立以外の歯科診療所は直近の事業年（度）の貸借対照表の数字を基礎としてください。
- 2つ以上の診療所の資産・負債が合算されて貸借対照表が作成されているような場合には、面積、従事者数の割合など、調査対象となった診療所分の実態を最も適切に反映していると思われる係数を使って推計して記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

I 流動資産 [調査票①欄]

現金及び預金、経常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内に回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食用材料、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用で1年以内に費用となるものなどの総額を記入してください。

II 固定資産 [調査票②欄]

建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。

III 繰延資産 [調査票③欄]

創業費（法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開設準備のための費用）、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。

IV 流動負債 [調査票⑤欄]

経常的な活動によって生じた買掛金、支払手形等の債務及びその他期間が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。

V 固定負債 [調査票⑥欄]

長期借入金、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。

「第5 稟税公課等」の記入要領 (調査票5頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、直近の事業年（度）の金額を記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

「**租税公課等**（直近の事業年（度）の年額）」

租税公課
[調査票①欄]

次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。
(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの
(2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（歯科医師会費など）、賦課金

損害保険料
[調査票②欄]

火災保険料、歯科医師賠償責任保険料（損害保険会社に直接支払う保険料）、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。
なお、歯科医師賠償責任保険料が歯科医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に歯科医師会費として計上してください。

寄付金
[調査票③欄]

金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額を記入してください。

「税金（直近の年（度）の年額）」

税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、税金総額を利益（医業収益－医業費用）金額の割合で按分し、調査客体となった歯科診療所分の負担額を記入してください。

この按分が不可能な場合は医業収益額、職員数などを用いて計算してください。

法人税
[調査票④欄]

個人立歯科診療所については記入の必要はありません。
個人立以外の歯科診療所は直近の事業年（度）の法人税確定申告書の「法人税額計」の金額を記入してください。

住民税
[調査票⑤欄]

個人立歯科診療所については記入の必要はありません。
個人立以外の歯科診療所は直近の事業年（度）の住民税確定申告書の「年税額」（「法人税割額」+「均等割額」）の金額を記入してください。

事業税
[調査票⑥欄]

個人立歯科診療所については記入の必要はありません。
個人立以外の歯科診療所は直近の事業年（度）の「事業税確定申告書」の「合計事業税額」の金額を記入してください。

「通勤手当（直近の事業年（度）の年額）」

通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の総額を記入してください。

参考資料

「他の医業・介護費用」について（調査票2頁）

- 「第2 損益」の「III 医業・介護費用」において「6 その他の医業・介護費用」に含まれる費目は次のとおりです。
- これら費目で、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年（度）に支払（未払分を含む）又は費消した金額の合計額を記入してください。
- なお、*印を付した費目で、平成21年6月1か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、直近の事業年（度）実績の1／12の額としてください。

福利厚生費	福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費
	(1) 看護宿舎、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額
	(2) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際して一定の基準により支給される金品などの現物給与
旅費交通費	業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費	* 従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診療衣、作業衣などの費用
通信費	電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
消耗品費	カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費	事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額。ただし、医療消耗器具備品費に属するものを除く。
車両費	乗用車、救急車、巡回用自動車、船舶などの燃料、車両検査などの費用
会議費	運営諸会議など院内管理のための会議の費用
光熱水費	* 電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用
修繕費	* 有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用（固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能率、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。）
賃借料	* 設備、器械の使用料などの費用（リース料・レンタル料）。ただし、土地賃借料、建物賃借料及び医療機器賃借料に属するものを除く。
(うち)土地賃借料	* 土地の賃借料
(うち)建物賃借料	建物、部屋の賃借料

(うち)医療機器賃借料	医療機器の賃借料
損害保険料	* 火災保険料、歯科医師賠償責任保険料、自動車損害賠償責任保険料などの費用
交際費	* 接待費及び慶弔など交際に要する費用
諸会費	* 各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租税公課	* (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（歯科医師会費など）、賦課金
研究研修費	* 研究材料の費用、研究研修用図書の購入費、学会への参加旅費などの費用
支払利息	* 短期借入金、長期借入金の支払利息
雑 費	寄付金など上記の科目に属さない費用など

